

四国中央市不育症治療助成事業について

四国中央市では、不育症の治療を受けられたご夫婦の心理的・経済的負担を軽減し、妊娠・出産に関する支援の充実を図ることを目的とし、四国中央市独自の助成を令和5年度より開始しました。

令和8年度申請分から、法律婚で世帯が同一の場合は、戸籍謄本が不要となりました。

申請書等様式も一部変更となっていますので、新しい様式をご利用ください。



対象者	(1) 専門医に「不育症」と診断され、保険医療機関において不育症治療を受けた (2) 治療終了日に夫婦(事実婚含)双方または妻が四国中央市に住所を有している (3) 申請日に夫婦双方又は妻が四国中央市に住所を有し、その期間が1年以上である (4) 治療終了日及び申請日において夫婦である (5) 医療保険に加入している (6) 市税の滞納がない (7) 他の地方公共団体から同様の助成を受けていない
対象となる治療等	流産、死産等の既往があり、専門医により「不育症」と診断され保険医療機関において妊娠後に受けた不育症治療が対象。
助成額回数等	一年度に1回10万円
申請期限	治療が完了した日の属する年度の3月末 ※申請が遅れると助成できませんのでご注意ください。
申請書類等	<p>【全員】</p> <p>①四国中央市不育症治療助成金交付申請書(様式第1号)</p> <p>②四国中央市不育症治療助成事業受診等証明書(様式第2号) 医療機関に作成を依頼してください。(文書料は助成対象外)</p> <p>③医療機関が発行する領収書及び明細書(コピー可) 原本を提出された場合は、助成金の交付決定通知書と一緒に返却します。</p> <p>④四国中央市不育症治療助成金交付請求書(様式第6号)</p> <p>⑤申請者名義の振込口座(金融機関名、支店名、口座番号、口座名義人)がわかるもの</p> <p>⑥医療保険に加入していることが確認できるもの</p> <p>【該当のある方】</p> <p>⑦世帯が異なる夫婦の場合：戸籍謄本(全部事項証明、3か月以内に発行されたもの)</p> <p>⑧夫が四国中央市以外の住民である場合： ・夫の居住先の納税証明書(未納がないことの証明) ・夫の住民票の写し(3か月以内に発行されたもの) ・戸籍謄本(全部事項証明、3か月以内に発行されたもの)</p> <p>⑨事実婚による婚姻関係にある場合： ・事実婚関係に関する申立書(様式第3号) ・双方の戸籍謄本(全部事項証明、3か月以内に発行されたもの)</p> <p>【その他】 納税状況を確認することができない場合等、追加書類や手続きをご案内することがあります。</p>
助成の決定	申請後、審査により助成の可否が書面で通知されます。助成金振込まで約2か月かかります。

<申請窓口・問い合わせ先>

四国中央市三島宮川4丁目6番55号 四国中央市保健センター 電話:0896-28-6054